

⑥ 歳末たすけあい援護金を配分します

問・申 笠間市社会福祉協議会 本所(笠間市美原 3-2-11) Tel 0296-77-0730

笠間支所(笠間市石井 717) Tel 0296-73-0084

岩間支所(笠間市下郷 5139-1) Tel 0299-45-7889

「歳末たすけあい募金運動」でご協力いただいた募金から、援護を必要とする世帯へ自己申告方式により援護金を配分する事業です。

対象 令和 6 年 10 月 1 日現在で、笠間市に居住し世帯全員の市民税が非課税、次のいずれかに該当する世帯

対象世帯	条件
準要保護	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	身体障害者手帳 1 級所持者のいる世帯 療育手帳 ④・A 所持者のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者のいる世帯
ひとり親 (母子・父子)	ひとり親世帯で満 18 歳まで (満 18 歳到達後の最初の 4 月 1 日までの間にある)の子がいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
高齢者	75 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 75 歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定 4・5	要介護認定 4・5 の方がいる世帯

申込方法 印鑑、振込先口座が確認できるもの(通帳等)をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください(代理申請可)。

配分方法 指定口座に入金されます。振り込みは、12 月 13 日(金)の予定です。

申込期限 11 月 8 日(金)

※対象世帯が 2 つ以上該当する場合でも、申請はいずれか 1 つとなります。

※生活保護世帯、施設入所者や長期入院者(6 か月以上)は対象になりません。

⑦ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 Tel 029-221-4820

【不動産取得税】

不動産を取得したときにかかる県の税金です。不動産を取得した方は、取得した日から 60 日以内に「不動産取得申告(報告)書」を、市税務課または県税事務所に提出してください。ただし、不動産を取得した日から 60 日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記または所有権の登記)を申請した場合は、申告書の提出は不要です。

対象 土地：売買、贈与、交換など

家屋：建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換など

納税額 税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

※不動産の価格：市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

軽減措置等 住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。
詳しくは、右の二次元コードでご確認ください。



詳しくはこちら